

健全化判断比率及び資金不足比率の公表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、令和 7 年度決算をもとに算定した財政健全化比率及び資金不足比率を公表します。

財政健全化判断比率の4指標のうち1つでも基準を超えた場合は、「財政健全化計画」や「財政再生計画」を定めることになっていますが、芝山町では財政健全化判断比率及び資金不足比率でも基準を超えることなく、健全な財政を保っています。

◎ 財政健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
芝山町数値	-	-	5.5	2.3
早期健全化基準	15.0	20.0	25.0	350.0

(注意) 実質赤字額、連結実質赤字額又は将来負担額がない場合は、「-」と表示。

◎ 資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
農業集落排水事業会計	-	20.0
公共下水道事業会計	-	20.0
共同浄化槽事業会計	-	20.0
簡易水道事業会計	-	20.0

(注意) 資金不足額がない場合は、「-」と表示。

〔用語の説明〕

- ・ 実質赤字比率

一般会計における赤字の程度を指標化したもの。

- ・ 連結実質赤字比率

全ての会計における赤字の程度を指標化したもの。

- ・ 実質公債費比率

借入金及びそれに準じた経費の一般財源における比重を指標化したもの。

- ・ 将来負担比率

一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある経費等の現時点での残高の程度を指標化したもの。

- ・ 資金不足比率

公営企業会計の資金不足を料金収入等の額と比較して指標化したもの。